

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 15 日（金）第3229号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (2件) (地域医療整備課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2
- 平成28年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 2
- 警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 4
- 警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第700号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西之表市安城字猪崎野307番2，307番3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第701号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成28年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
サザン・リージョン病院	枕崎市緑町220番地

- 2 認定の有効期限
平成31年 7 月 29 日

鹿児島県告示第702号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成28年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号

2 認定の有効期限

平成31年 6 月 30 日

鹿児島県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（谷山第二地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成28年 7 月 11 日から同年12月14日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市西谷山一丁目地内

鹿児島地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 7 月 15 日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援センターてんがらんかん	いちき串木野市 上名5050番12	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町35番地	海江田正史	平成28年 7 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

平成28年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成28年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成28年11月20日（日）午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 平成28年11月20日（日）午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 受験資格を有することを証明する書類
- エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

平成28年9月1日（木）から同月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成28年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は、詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便によるものとし、その表に「クリーニン

グ師試験受験願書在中」と朱書すること。

公安委員会公告

警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年7月15日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

- ア 空港保安警備業務1級
平成28年10月21日（金）午前9時から午後5時まで
- イ 空港保安警備業務2級
平成28年10月20日（木）午前9時から午後5時まで
- ウ 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 空港保安警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 乗客等の接遇に関すること。
- (ニ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (ホ) 空港に関すること。
- (ヘ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (ニ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (イ) 乗客等の接遇に関すること。

- (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 空港保安警備業務2級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
 - (エ) 手荷物等検査に関すること。
 - (オ) 空港に関すること。
 - (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成28年9月5日（月）から同月16日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 空港保安警備業務1級
 - (ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通
 - (オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。）
1通
 - (カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。）
1通
 - イ 空港保安警備業務2級
 - (ア) 検定申請書
1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備

員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

.....

警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務2級検定を次のとおり実施する。

平成28年7月15日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成28年10月15日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

30人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成28年8月15日（月）から同月26日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）